

## 「愛知県施設入所児童等意見表明推進事業（意見表明等支援）」

### 委託業務企画提案募集要領（案）

この要領は、児童福祉法第 33 条の 6 の 2 に基づき、児童相談所が一時保護や施設への入所措置（以下、「一時保護等」と言う。）を行っているこどもの意見や意向が十分に尊重されるよう体制を整備することを目的とし、当該こどもが、措置の内容や生活等、自身に関わる事柄について意見を表明することができるよう支援を行う事業の委託実施事業者の募集及び選定に係る事項を示すものである。

#### 1 業務概要

##### (1) 業務名

愛知県施設入所児童等意見表明推進事業（意見表明等支援）

##### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり

##### (3) 契約金額の上限

7,635,000 円（非課税）

##### (4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

#### 2 応募資格

次のいずれにも該当することを条件とする。

- (1) こどもの意見表明等支援（アドボケイト）または類似の対人相談援助業務等の業務実績を有すること。
- (2) 応募受付期間において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 財政的基礎が確立されており、必要な組織、人員等を有していること。
- (6) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 業務の性質上、県と密接な連絡を取りつつ業務を進める必要があることから、愛知県内に本社・支社又は営業所を持つ業者であること。

#### 3 募集期間

令和 8 年 2 月 20 日（金）午前 9 時から同年 3 月 12 日（木）午後 5 時まで

## 4 応募方法

### (1) 提出書類

別紙「愛知県施設入所児童等意見表明推進事業（意見表明等支援）委託業務企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

### (2) 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法及び提出先

持参・郵送又は宅配便による（電子メール及びFAXによる応募不可。）。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、書留郵便により下記宛てに送付すること。

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県福祉局児童家庭課児童虐待対策グループ

### (4) 説明会の開催

希望者に向けた説明を以下のとおり開催する（出席は応募の必須要件ではない。）。

#### ア 開催日時

令和8年3月3日（火）午後1時から午後2時まで

#### イ 場所

愛知県三の丸庁舎7階 中央児童・障害者相談センター 会議室

#### ウ 申込方法

以下により電子メールにて行うこと。

・メール送信先：[jidoukatei@pref.aichi.lg.jp](mailto:jidoukatei@pref.aichi.lg.jp)

・申込期限：令和8年2月27日（金）正午

・メールの件名：愛知県施設入所児童等意見表明推進事業（意見表明等支援）委託業務説明会  
申込

・記載すべき事項：貴社名・参加者氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス）

### (5) 問合せ先

本業務に関して質問等がある場合は、令和8年3月5日（木）午後5時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、質問者に電子メールにて送信する。

ア メール送信先：[jidoukatei@pref.aichi.lg.jp](mailto:jidoukatei@pref.aichi.lg.jp)

イ メールの件名：愛知県施設入所児童等意見表明推進事業（意見表明等支援）委託業務に関する  
質問

### (6) 注意事項

ア 企画提案は、1者につき1件とする。2件以上を提出した場合は、すべての提案について無効とする。

イ 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 提出書類の作成及び提出に必要な経費は応募者の負担とする。また、提出書類はいかなる理由があっても返却しない。

エ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属する。

- オ 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえたうえで愛知県が判断する。
- カ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。
- キ 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。
- ク 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。
- （ア）提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合
  - （イ）県職員又は企画選定に係る関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合
- ケ 本事業の実施は、令和8年2月定例愛知県議会における当該予算の成立を条件とする。

## 5 契約条件

### （1）契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3の各号に該当する場合は、全部又は一部の納付を免除する。

### （2）委託方法

事業実施に当たっての企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を委託契約限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。

### （3）支払方法

精算払いとする。ただし、地方自治法施行令第162条第6号、愛知県財務規則第77条第7号の規定に該当する場合には、概算払いとすることがあり得る。

### （4）その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。

なお、契約金額については提案内容を勘案して決定するため、経費見積書記載の見積金額と同額にならない場合がある。

また、本件の契約に際しては、契約書を作成することとし、電子契約（立会人方電子契約サービスを利用して行う契約）による契約手続きを原則とする。電子契約の詳細については、愛知県HPに掲載されている「電子契約マニュアル」（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/denshi-keiyaku.html>）を参照すること。

また、本事業の対象となる児童養護施設については、県内全域に所在する22施設（県所管）が想定されることから、この点について十分留意の上、応募すること。

## 6 審査方法

### （1）審査方法等

企画提案による選考方法は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーションによる審査）によるものとする。なお、公募数が5者を超えない場合は、一次審査は行わず、二次審査による選考する。二次審査の詳細は、一次審査終了後、選考通過者に通知する。

一次審査及び二次審査は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(2) 二次審査について（別途通知する。）

ア 日時

令和8年3月19日（木）午後

イ 会場

愛知県三の丸庁舎（予定）

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者10分間程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

(3) 審査基準

基本方針、事業計画、実施体制、意見表明等支援の実施方法、意見表明等支援員の養成・指導方法、社会的価値の実現に資する取組（環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和）について総合的な評価を行う。

## 7 スケジュール（予定）

令和8年3月 下旬 二次審査による審査、委託先の決定

令和8年4月 1日 契約、事業開始

## 8 問い合わせ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

愛知県福祉局児童家庭課 児童虐待対策グループ（田嶋）

電 話 052-954-6281（ダイヤルイン）

E-mail [jidoukatei@pref.aichi.lg.jp](mailto:jidoukatei@pref.aichi.lg.jp)